

米の安定供給等実現関係閣僚会議幹事会の
構成員の官職の指定について

令和 7 年 6 月 4 日
米の安定供給等実現
関係閣僚会議議長決定

米の安定供給等実現関係閣僚会議の開催について（令和 7 年 6 月 4 日食料安定供給・農林水産業基盤強化本部長決定）第 4 項の規定に基づき、米の安定供給等実現関係閣僚会議幹事会の構成員の官職を以下のとおり指定する。ただし、座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

座 長	内閣官房副長官補（内政担当）
副座長	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
構成員	農林水産省大臣官房長
	総務省大臣官房総括審議官
	財務省大臣官房総括審議官
	農林水産省農産局長
	経済産業省通商政策局長
	国土交通省物流・自動車局長